



# 第1章 計画策定に当たって

# 1 計画策定の背景と目的

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で年間3万人を超える状態が続いていました。こうした背景を受け、自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が平成18年10月28日に施行されました。その中で自殺対策の基本理念が定められ、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止と自死遺族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすることが盛り込まれています。また、基本法により、内閣官房長官を会長とし、関係閣僚を構成員とする自殺総合対策会議が内閣府に設置され、また、政府が推進すべき自殺対策の指針として、翌平成19年には自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。

平成24年には大綱の全体的な見直しが行われ、15年ぶりに自殺者数が3万人を下回りました。自殺者数が減少傾向にあるとはいえ、平成27年時点で、いまだに2万3,000人以上の方が自殺により亡くなっており、国として自殺対策はなお取り組むべき大きな課題となっています。平成28年4月には、基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けた上で、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けました。

国の流れを受け、本市においても平成20年にさいたま市自殺対策庁内検討会を設置、検討を重ね、平成21年3月に「さいたま市自殺対策推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、平成21年度より総合的な対策を講じてきました。その結果、自殺者数は減少傾向にあります。しかしながら、依然として毎年200人近くが自殺により亡くなっており、引き続き市として自殺対策を総合的に推進する必要があります。

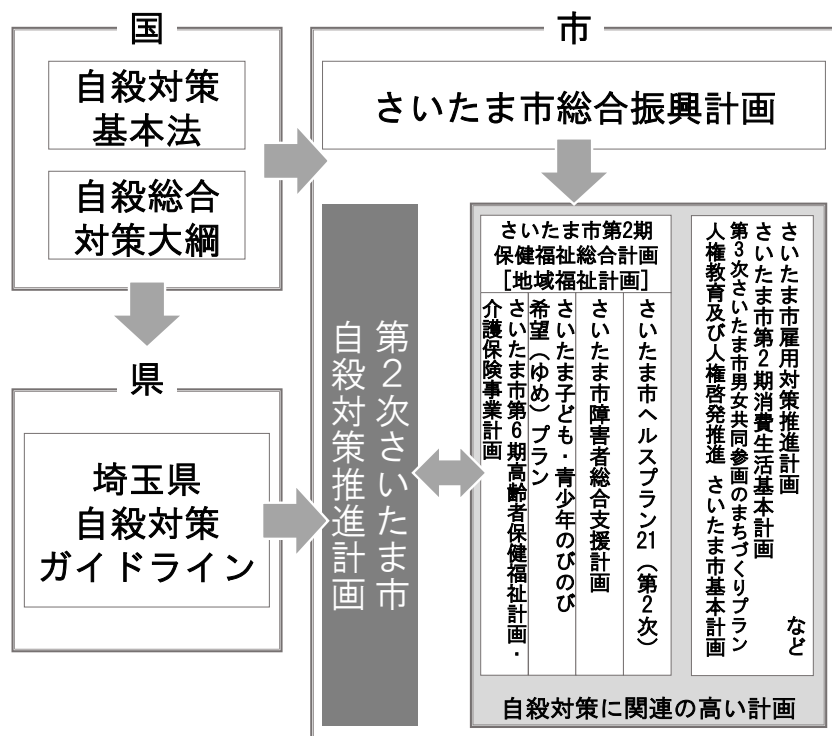
こうした背景を基に、「第2次さいたま市自殺対策推進計画」（以下「本計画」という。）は、前計画の計画期間終了を受け、これまでの取組や基本法の改正を踏まえ、本市における自殺対策をより一層推進するため策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、大綱や埼玉県「埼玉県自殺対策ガイドライン」を踏まえ、本市の自殺対策の基本的な方向や具体的な推進策をまとめたものです。

また、さいたま市総合振興計画の下位計画であり、本市の第2期保健福祉総合計画や雇用対策推進計画等の関連計画と整合を図ります。

図1 計画の位置付け



### 3 計画の推進期間と進行管理

自殺対策は、必ずしも即効性のある施策とは限らないことから、本計画の推進期間を平成29年度から平成35年度までの7年間とし、中長期的な視点を持ち継続的に推進します。

図2 計画の推進期間



- 関連計画において特に自殺と関連が深いうつ病等心の健康に関して取り組んでいる「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」と一体的に取組を推進します。
- 本計画の評価を行う際に、「さいたま市ヘルスプラン21(第2次)」における心の健康に関する取組の評価検証を踏まえ、総合的な評価を行います。

また、進行管理については、数値目標による定量的な管理のほか、毎年度基本目標ごとに取組の進捗状況の確認と新たな課題の整理を行う形で質的な管理評価を行い、進捗状況ならびに国・県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

## 4 計画の推進体制

本計画の推進に当たって、さいたま市自殺対策庁内検討会を開催し、部局を横断して連携をとりながら、総合的な対策に取り組めます。

さらに、関係機関や民間団体等で構成する埼玉県自殺対策連絡協議会やさいたま市健康づくり推進協議会、その他の関連する協議会等と、それぞれの特性に応じた検討を図り、きめ細やかな対策を講じます。

図3 計画の推進体制

